

次期個人番号カードタスクフォース開催要綱

1 目的

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月閣議決定）に記載された次期個人番号カードの検討を行うため、「次期個人番号カードタスクフォース」を開催する。

2 名称

本検討会は、「次期個人番号カードタスクフォース」と称する。

3 検討事項

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月閣議決定）に記載された次期個人番号カードについて検討を行う。

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長を置く。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要があるときは、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) 本検討会の構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 ワーキンググループ

- (1) 座長は、必要に応じ、検討会にワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループの構成員は、本検討会の構成員等、ワーキンググループにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者、関係機関の職員等のうちから、座長が指名する。
- (3) ワーキンググループには、主査を置く。主査は、ワーキンググループ構成員のうちから、座長が指名する。
- (4) 主査は、ワーキンググループの会務を総理する。
- (5) ワーキンググループを行う調査・検討の内容については、適宜、検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

6 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は原則として非公開とする。
- (2) 本検討会で配布された資料については、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合を除き公開する。
- (3) 本検討会終了後、速やかに議事要旨を作成し公開する。

7 その他

本検討会の庶務は、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ及びデジタル庁国民向けサービスグループにおいて行うものとする。

「次期個人番号カードタスクフォース」構成員等

【構成員】

<有識者>

(敬称略・五十音順)

- 上原 哲太郎 立命館大学情報理工学部 教授
小尾 高史 東京工業大学科学技術創成研究院 准教授
宍戸 常寿 東京大学法学部 教授
(座長) 手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部 教授

<地方公共団体>

- 堀 雅史 横浜市 市民局窓口サービス課個人番号カード交付促進担当課長
西森 大介 神戸市 企画調整局デジタル戦略部課長
佐藤 泰格 都城市 デジタル統括課主幹

<関係省庁等>

- 太刀川 浩一 警察庁 交通局長
村上 敬亮 デジタル庁 国民向けサービスグループ統括官
山野 謙 総務省 自治行政局長
丸山 秀治 出入国在留管理庁 次長
安藤 俊英 外務省 領事局長
植松 利夫 国税庁 長官官房審議官
伊原 和人 厚生労働省 保険局長
菅原 泰治 地方公共団体情報システム機構 副理事長